

# サーカル活動細則

第一条（名称）  
名称は任意とし、大宮PTAの管理下に置かれる。

第二条（目的）  
サークル活動を通じて会員相互の親睦と交流を図り、体力及び知識の向上を目的とする。

## 第三条（会員構成）

サークル会員は、同好の大宮PTA正会員と特別会員の5名以上をもつて構成する。ただし指導者、又はこれに準ずる人はこの限りではない。

## 第四条（運営）

- ① サークルには、必ず代表者と会計を置き、運営委員会を設ける。
- ② 運営委員会は、年度当初に年間活動計画を立て、役員会に提出し実行委員会を通し、総会の承認を得て活動を推進する。
- ③ 活動内容は、運営委員会で自主的に決めて計画する。

## 第五条（義務）

サークル代表者は、毎年度末に、その年のサークルの活動内容・会計報告の義務がある。又、定期的に所属委員会に活動を報告し、役員会からの召集があれば、出席して報告する。

## 第六条（運営費）

- ① 大宮PTA予算より、毎年度当初の総会後にサークル活動の助成金として、若干の交付を受けることが出来る。
- ② サークル会費は、各サークル運営委員会で協議の上、任意し取り決める。

## 第七条（新規サークルの設立）

- ① 新規サークルの設立にあたっては、年度末の役員会迄に所定の申請用紙に、サークル名称・設立趣旨・活動内容・日時場所・内規・名簿を記し、役員会に提出しなければならない。
- ② 申請されたサークルは、実行委員会で賛同され、年度当初の総会の承認を得て設立し、この時からサークル活動ができる。

認を得て設立し、この時からサークル活動ができる。

## 第八条（解散）

何らかの理由でサークル活動の維持・運営が出来なくなつた場合、速やかに解散する。ただし、年度途中は、助成金を返金しなければならない。サークル細則に反したり、大宮PTAとして相応しないと思われる内容のサークルは、解散を求める場合がある。その場合、サークル廃止届に記入し、役員会に提出、承認されなければならない。

附  
則  
1 このサークル細則は、平成二十  
五年四月一日より施行する。